

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 28 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 3 年 9 月 1 日（水）から令和 3 年 10 月 25 日（月）まで

2 監査の対象

「サンビレッジ茜」の指定管理者の業務について
一般財団法人サンビレッジ茜（指定管理者）及び商工観光課

3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

4 監査の範囲

令和 2 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「サンビレッジ茜」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

① 施設管理業務の実施状況

- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

1 指定管理料 令和2年度 55,006,415円

2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「サンビレッジ茜」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和2年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【商工観光課に対する指摘事項】

1 自主事業について(局長指摘事項)

本市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインには、自主事業の実施に当たっては、事前に市が承認を行うこと、施設の使用に当たり指定管理者による使用許可(利用許可)手続が必要である旨、記載されている。

当該施設のレストラン運営等については、自主事業（設置目的内）として計画されているが、承認手続きがなされていなかった。

今後は、同ガイドラインに従い適切な事務処理を行うこと。

また、サンビレッジ茜指定管理業務仕様書には、「(1)施設の運営に関する業務 ⑤利用者への食事に関する業務」として、管理業務外のレストラン運営に係る項目が記載されており、管理業務の範囲がどこまで及ぶのか曖昧である。

管理業務と自主事業の区分を明確にするよう、整理されたい。

2 利用料金について(局長指摘事項)

①施設管理費について

当該施設の利用料金について、自主事業の位置づけのもと、当該施設の宿泊者に対し、施設管理費として110円/人を徴収していた。このことについて指定管理者の担当職員に確認したところ、ごみ処理に係る費用（ごみ袋代等）とのことであった。

しかしながら、本費用は施設の維持保全業務に係る費用であることから、自主事業ではなく管理業務として整理すべきと思料する。

主管課は適切な料金管理業務を実施するよう指定管理者に指導するとともに、必要であれば、サンビレッジ茜条例の改正など適切な事務処理を行うこと。

②体験学習の利用料金設定について

小・中・高等学校等の体験学習については、学校が利用しやすいよう特別料金を設定し徴収しているが、同条例に規定された市長の承認を得ていない。

体験学習の利用料金設定について、適切な処理を行うよう指定管理者に指導すること。

3 郵券の管理について(局長指摘事項)

郵券管理について、使用簿は整備しているものの、使用枚数の記載のみで枚数の差引が行われておらず、残枚数が適正かどうかの確認ができない。

郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、早急に郵券管理簿の様式を見直し、差引の都度、残枚数の確認を行うよう指定管理者に指導すること。

【指定管理者に対する指摘事項】

1 利用料金について(局長指摘事項)

①施設管理費について

当該施設の利用料金について、自主事業の位置づけのもと、当該施設の宿泊者に対し、施設管理費として110円/人を徴収しています。このことについて担当職員に確認したところ、ごみ処理に係る費用(ごみ袋代等)とのことでした。

しかしながら、本費用は施設の維持保全業務に係る費用であることから、自主事業ではなく管理業務として整理すべきと思料します。

適切な料金管理業務を行うようにしてください。

②体験学習の利用料金設定について

小・中・高等学校等の体験学習については、学校が利用しやすいよう特別料金を設定し徴収していますが、同条例に規定された市長の承認を得ておりません。

体験学習の利用料金設定について、適切な事務処理を行うようにしてください。

2 郵券の管理について(局長指摘事項)

郵券管理について、使用簿は整備しているものの、使用枚数の記載のみで枚数の差引が行われておらず、残枚数が適正かどうかの確認ができません。

郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、早急に郵券管理簿の様式を見直し、差引の都度、残枚数の確認を行うようにしてください。